

会 議 録

1 会議名

平成27年度 上越市入札監視委員会 第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【報告】

- (1) 発注状況について（公開）
- (2) 指名停止措置状況について（公開）

【審議】

抽出案件の審議について（公開）

3 開催日時

平成27年12月22日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、笹川香織、田中雅博、山田耕司、山田昌子

・事務局：高橋財務部長

契約検査課：佐藤契約課長、廣田副課長、石野係長

建築住宅課：石澤参事

柿崎区総合事務所：岩片班長、近藤主任

浦川原区総合事務所：田中班長

上越妙高駅周辺整備事務所：渡邊係長、三原田主任

生活環境課：斎藤係長

新幹線・交通政策課：山岸係長

ガス水道局総務課：平野課長、田村副課長、森口係長

ガス水道局建設課：石田課長、柳澤主任、小山技師

8 発言の内容

【報告】

(1) 発注状況について

佐藤課長：（資料1 上越市発注分に基づき説明）

工事については前年度と比較して全体の落札率は若干下がっています。これについては、今年度から制限付一般競争入札の範囲を広げたことを受けた

影響かどうかを含めて年間を通じて検証したいと考えております。指名競争入札では昨年度と比較して電気工事の件数が増えています、これは街灯のLED化工事や学校のエアコン設置工事などが増えたことが反映されているものです。

続いて委託についても前年度と比較して全体の落札率は若干下がっています。これについては、一つの要因としては応札者の積算精度が上がっているという見方をしておりますが、年間を通してみないときちんとした分析ができないと考えております。

それから随意契約の「その他」の件数が増えています、これは下水道計画策定のほか橋梁点検等役務にかかる業務の増加などが要因です。

物品、印刷、賃貸借については平均落札率が前年度より高くなっていますが、内訳としては、物品購入の落札率が上がり、印刷、賃貸借の落札率が下がっている状況です。

平野課長：（資料1-2 ガス水道局発注分に基づき説明）

工事については、今年度228件発注していますが、その内、本支管工事が全体の約7割となっており、平均落札率は前年同期よりも2.0%低下しています。今年度の発注予定は250件ほどを予定していますが、この時点で約9割を発注済みという状況です。

委託については、今年度27件の発注が済み、平均落札率については87.42%と前年度に比べて7.1ポイントほど上昇しております。

これは前年度、水道メーター修理検定委託で44.66%という低い落札率の案件がありましたがこの影響が大きいものです。

物品については81.16%で前年度より1.41ポイント上昇となっています。

本支管工事の入札発注については、前回の委員会でご説明した以後の入札状況について12月議会での所管事務調査において報告した平成27年11月5日開札分までの発注状況を記載しています。

今本委員長： ただいまの説明について、質問や意見はありますか。

全委員： （質問、意見なし）

(3) 指名停止措置状況について

佐藤課長： 今回報告する期間においては1件の指名停止措置を行っています。

これについては、上越市ガス水道局発注の工事についてガス漏れを発生させるという施工不良があったため、工事成績がEランク評定となってしまうことが指名停止措置要件に該当したものです。

ガス水道局と市の指名停止開始時期に差がありますが、これは対象工事がガス水道局発注工事だったため、市の指名停止措置の対象とならないと考えていましたが、過去の措置事例を確認したところ市又はガス水道局のいずれかが指名停止措置をした場合には、もう一方の機関も同じ措置を行っていた

ことから、入札参加資格要件等審査委員会に諮った上で10月13日からの指名停止としたからです。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。

今本委員長： 基準に従って2か月ということですか。

佐藤課長： そうです。

指名停止措置要領に照らし合わせて措置期間を決定しています。

今本委員長： ガス工事の場合、冬期間の方が需要が多いのではないかとなんとなく感じるのですが、そここのところの違いとかは特にはないのですか。

佐藤課長： 時期の関係は特にはありません。

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は笹川委員から10件選んでいただきました。

抽出理由については、資料の下に記載してあります。

審議は、各案件について、事務局の概要説明の後、委員の皆さんから質問いただき、事務局が回答する形で進めていきます。

なお、今回も、審議案件の担当部局の担当者に同席してもらい、委員の質問に答えていただきます。担当部局のご担当の方は、発言の際、部署名と名前を言っていたいただいた後に回答をお願いします。

また、案件審議の順番については、出席する担当課職員の都合もありますので、まずNo.9の案件から始め、以降、同じ担当課の案件をまとめて審議していきたいと思います。

それではまず、No.9の案件概要について事務局の説明を求めます。

《No.9 北陸新幹線「上越妙高駅」開業記念誌（仮称）原稿作成・編集及び印刷・製本業務委託》

石野係長： （資料3のNo.9に基づき契約の概要を説明）

随意契約とした理由につきましては、平成26年度で行ったプロポーザルによる審査の結果、㈱交通新聞社を選定し、この間、紙面編集を進めてきておりまして、残りの編集部分を同業者に委託させることにより統一感を図ることができることから、現に進行中の物品の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者外の者に履行させることが不利である場合と考え、「上越市財務第135領第3項第7号の競争入札に付することが不利であると認められたとき」に該当するとして、㈱交通新聞社との随意契約としました。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

山田副委員長： これは、年度を跨いだからということですか。

石野係長： 進行途中の仕事を引き続き行う業務だったので同じ業者を選定しました。

田中委員： そうすると見積もり合わせをしたということですが、その会社以外からも見積書をもってよかったですか。

石野係長： 一番初めに、このような業務を委託したいという内容を市が提示して、そ

それぞれの業者から提案をしてもらい、その提案内容を市が審議して決定した業者と随意契約を締結するというプロポーザルという方式を取りました。

田中委員： プロポーザルの段階で見積もり合わせがあったということですか。

石野係長： そうです。

今本委員長： それは初めから継続で平成27年度までするという事になっていたのですか。

石野係長： 当初は平成26年度中に完成する予定でした。

しかし、最初は上越妙高駅開業までの経過を記録した記録誌を作成する予定だったのですが、途中、検討を重ねた結果、開業当日の様子を入れるという拡充した形で編集した方がいいということで、平成26年度の委託契約を途中で変更契約を行い、業務を止めた中で、平成27年度に入ってから課題整理と資料整理を行った後に、引き続き(株)交通新聞社と随意契約をしたということです。

今本委員長： プロポーザルの時とは違う内容のことを行っているということですか。

石野係長： 開業後の部分の編集に関しては、当初の内容と異なっているという形になります。

今本委員長： プロポーザルの段階で他の業者で開業後のことをやるという事を提案していた業者というのはあったのですか。

石野係長： もともと開業日までの記録誌作成に関してのプロポーザルを実施しているので、そのような提案はありません。

今本委員長： わかりました。

《No.1 大潟町小学校南校舎棟他耐震補強・老朽施設改造工事》

笹川委員： 抽出理由の補足ですが、抽出用の資料を見ると落札率が高い案件が多く、中でもこの案件が最も高かったので抽出しました。

廣田副課長： (資料3のNo.1に基づき契約の概要を説明)

資料のとおり、入札が2回に及んでおります。1回目の入札では予定価格を応札者の全員が上回っております。その結果、再入札ということになりましたが、再入札の際には、1回目の入札で1番低価格だった金額未満での入札をお願いしたいという内容の再入札通知を応札業者に発信します。その中で再入札に応札される方は、ある程度の目安が出来るわけですので、できるだけ高い額で落としたいという金額を積算して応札してくるということになるので、2回目で落札が決まったケースでは、このようにある程度高落札に至りやすいので、そのようなことが理由ではないかと思えます。

笹川委員： 予定価格の基となったものは何ですか。

廣田副課長： 予定価格は設計に基づいて算出したものです。

笹川委員： それは市の方で積算しているということですか。

廣田副課長： そうです。

今本委員長： 最近の工事の人件費の上昇などはあるのですか。

廣田副課長： 一概には言えないのですが、建築工事に関しては市で積算したものより業者が積算する金額の方が若干上回っているケースが多いという状況が見られます。基準となる単価が公開されている部分もありますが、市が独自に見積りを取って積算している部分もあることから、その部分で多少高めに算定される傾向があります。今回、1回目の入札で予定価格を上回ったのはそういった理由ではないかと思います。

田中委員： この工事は3社による特定共同体企業で施工しなければならない特別な理由はあるのですか。

廣田副課長： 一定額以上の工事の規模があり、技術力を持ち寄っていただく意味、また、経済的な意味や資材調達という意味を含めて、例外はありますが、概ね1億以上の工事については共同企業体での施工ということを運用基準で定めています。

田中委員： そうすると、Aランク会社が1社あれば、他の会社は小さな会社であってもよいという考え方でよろしいですか。

廣田副課長： 参加資格要件の(2)に書いてあるところがその部分ですが、2社の場合はAとAというように定めています。3社の共同企業体の場合は、代表者がA、構成員はAかA AかA BかということでAランクかBランクを指定しています。工事業者のランクにはCランク、Dランク業者もありますが、この工事においてはA、Bランク業者が対象になっています。

今本委員長： 2社の場合は、建築一式工事の格付けAの企業1社であることであるので、これは代表者以外の構成員の資格要件ですよ。だから2社の場合はAとAですね。

3社の時にはBが1社入ってもいいということですよ。基本的にはAとBということですね。

廣田副課長： そうです。

田中委員： 余談になりますが、過去にジョイント（共同企業体）を組んでやってもらった工事の事例で、実際に仕事をしたのはさらに小さい建設会社だったのですが、その際に聞いた話で、直接自分たちがやれば坪単価はもっと安くなるということでした。

1億円以上の決まりがある以上、単独での発注にするというわけにはいかなかったということですね。

廣田副課長： 先ほどもお話ししましたように、技術的な部分それから経済的な部分、物資等の調達部分も考慮し、公共工事にふさわしい品質の工事をしていただきたいということがありますので、そういった観点から一定の額以上は共同企業体による施工をお願いしているところです。

今本委員長： これは制限付一般競争入札ですが、上越市内に本社を有しているという要件も要綱で定められているということなのですか。

廣田副課長： 一般競争入札になるとランク（企業格付）のような制限が何もない中で応札してもらうこととなりますが、市が採用している制限付一般競争入札というのは地域要件など一定の技術力のある業者の入札参加をお願いするというものであります。

今本委員長： 不勉強で申し訳ないですが、地域要件にある本社については、もっと上のランクの企業があると思いますが、そういう場合も上越市内の本社（要件）がいるのですか。

廣田副課長： 上越市内の本社であるという要件については、工事の施工能力ですとか資材の調達能力ですとか、高額な工事で市内本社の業者だけではまかないきれないという事情が予想されれば、市内営業所ということで県内に本社があつて市内に営業所がある業者を選びます。また、さらに県外に本社があつて市内営業所がある業者ですとか、県内に営業所がある業者といった、業者の範囲を広げていくという手法で工事の内容に照らして業者選定を検討するということです。

今本委員長： あるところで制限付きの要件として本社要件を課していたことが違法とされたことがありましたが、そういったことを心配します。金額はもっと高い場合だったかもしれないが、制限で市内本社とするとだいぶ限られますし、営業所だったら例えば新潟市本社の業者も（営業所を）置けますが、市内本社となるとだいぶ要件が厳しくなりますので、上越市で仮に一般的に制限が課されているようでしたら、もしかすると問題があるのではないかという指摘をしておいてもいいのかなと思います。

佐藤課長： こうした制限を求めるのはこの案件に限ったことではなくて、これまで発注してきた事例も含め、大体このくらいの金額であれば市内本社の業者でも施工可能なのではないかということを経営で検討して、ある程度の制限をもたせているということにして、どこまで金額が高い工事であっても必ず市内本社の業者でなければいけないという制限を課すということはありません。

今本委員長： 先ほど私が申しました事案（水戸地判平成 26・7・10）では、震災復興関連の工事において当初災害協定の締結を要件としていたことと本社が市内にあることという要件が違法だとされましたが、この場合は震災復興関連工事という特殊事情があったという事情もありますが、いずれにしても市内に本社が所在することという要件はだいぶ厳しい制限になりますので、今後は気を付けた方がいいのかなと感じた次第です。

佐藤課長： 競争入札という本来の目的からすれば、できるだけ多くの企業から参加いただくというのが筋だと思いますが、どこの自治体でもそうだと思いますが、なるべく市内の企業に受注していただいて地域内の経済を回していこうという目的もあるものですから、このくらいの金額であれば市内の企業である程度品質も確保できる工事をしていただけないかというような形で考えて制限の設定をしているということです。

今本委員長： わかりました。

《No. 8 高田公園陸上競技場本部席増築改修工事設計業務委託》

廣田副課長： （資料3のNo.9に基づき契約の概要を説明）

落札率の低い理由については、今回の業務につきましては設計業務ですの
で人件費の割合が高いということです。事務所によって維持管理費等も異な
ることから、その規模によって経費を圧縮できるところが変わってくるとい
うことで、落札の意欲を金額で表していただいたということです。このよう
な中で業務を履行できるかどうかを確認し、決定させていただきました。

山田(昌)委員： 他の案件を見ていると、参考見積りは2社から取ることが多いと思いま
すが、今回は設計業務ということで1社の参考見積りなのでしょうか。

廣田副課長： 昨年度までは建築設計協同組合にも建築設計業務の入札に指名して発注
機会を設けていましたが、協同組合からの要望とか打ち合わせの中で、今年
度からは、一般の建築設計については個々の会員の方に主眼をおいて指名を
することとし、耐震設計業務においては建築設計協同組合を発注対象とする
形になりました。建築設計協同組合は何社かが集まっていますが、組合とし
ての見積りを依頼した場合には、組合の中のどなたかが見積書を作成するの
か、共同で作るのかはお任せしています。

今本委員長： 建築設計協同組合は上越の業者が全部入っているものですか。

高橋部長： 全部ではありません。

笹川委員： 参加資格要件の中に地理的条件を加味して選定とありますが、地理的条件
とは具体的にはどういうことでしょうか。

廣田副課長： 地理的条件とは、施工地・設計の対象物に近いところということです。

市内に設計事務所は22社ありますが、建築設計協同組合に加入している
事務所は16社、加入されていない事務所は6社あります。

指名する数が12社から14社という形をとっておりますので、施工地に
近いところから指名をするということとしています。

施工地に近いというのはある程度地域の事情も承知しておられるという
のも考えましてそのような指名の基準をもっています。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

笹川委員： 近いから施工に関する事情が分かって、遠い人は分からないというのは一
概には言えないのではないかと個人的には思いますが、理由としては分かり
ました。

最低額の榊デザイン&デベロップと最高額の近藤建築設計室との価格差
が大きい理由は分かりますか。

廣田副課長： 価格算出の内容については各業者の考えによるものということでご了承願
いたいと思います。

今本委員長： 分かりました。

笹川委員： 上越市建築設計協同組合の加入の業者が16社あるということですが、入札された12業者の中で、どの業者が加入しているかについて教えてもらえるものですか。

廣田副課長： 組合加入されていない方は(有)ハート一級建築事務所と(株)デザイン&デベロップです。

《No.2 柿崎マリンホテルハマナス冷温水発生機更新工事》

廣田副課長： (資料3のNo.2に基づき契約の概要を説明)

抽出理由に対する説明としましては、予定価格については、標準的な価格での見積りによるもので、落札者はこの施設の元施工業者であります。

同じ施設の別の工事案件では、この業者とは別の業者が5月に落札していますので、今回はかなり意欲的に落札したいということで臨んでおられたというようなことであります。笹川委員の抽出理由にあるように機械設備工事ということで、機械の価格のウエイトが高いということになりますので、製造元との交渉、卸業者との交渉によって、ある程度価格を下げることもできたものと推測されます。

笹川委員： 参考見積りの価格は教えてもらえるのですか。

廣田副課長： 参考見積額は、予定価格となっている金額と、もう一つは北陸工業(株)で参考見積額は3,350万円でした。

笹川委員： (株)井上商会は参考見積りを予定価格で提示してきたということですか。

廣田副課長： 参考見積りの時に提示された一番低い価格が予定価格になっているということです。

笹川委員： やむを得ないことなのかもしれませんが、ぜひ受注したいという(株)井上商会が頑張っていたら落札されたということだったのですが、(株)井上商会は最初から参考見積り価格の半分以下の価格で結局は入札しています。

このようなことは度々あるのですが、対策はできないようですので、参考見積りはあつてないような価格のように感じます。

廣田副課長： 委員の言われたように、私共もそのように感じるころはあるのですが、先ほど申し上げましたように参考見積りの段階ですと、市中の電気製品の標準的な小売価格といったように一般的な経費を見積りこられるケースが多いのではないかとということで、自分たちが応札するときになりますと、それなりの社内の協議等を行われた結果だと思えます。他の案件で業者に聞いたときは、社内で協議して材料費などの仕入れ先との交渉による経費の圧縮などを行い、応札に向けて準備するという事もお聞きしたこともありますが、この件での業者からの詳しい聞き取りはできておりません。

笹川委員： 分かりました。

《No.3 キューピットバレイ第2クワッドリフト減速機等整備工事》

笹川委員： こちらの落札業者については、キューピットバレイ関係の工事を随意契約で請けていましたので、元々の設置業者かと思っっているのですが、この案件では、元施工業者以外にどのような業者が入札に参加されたのかを確認したいということで抽出しました。

廣田副課長： （資料3のNo.3に基づき契約の概要を説明）

抽出理由に対する説明ですが、当市に入札参加資格のある索道の業者は5社でありまして、日本国内でも同様なのではないかと思います。

スキー場のリフトや索道の機械は特殊な機械であるということが一つ、委員ご指摘のとおり、キューピットバレイの施工につきましてはJ F Eメカニカル㈱が索道の元施工業者であります。それで随意契約になったものはこの業者でないといけないとか、部品等をそこから調達しなければならないものについてはそのような契約方法で行っております。

この審議案件の工事については、汎用の部品が使用でき、競争入札が可能という判断でこのような参加資格要件を付して競争入札といたしました。

笹川委員： 上越市の入札参加資格者で索道の工事等が可能なのが5社ということですが、この5社に一般競争入札を実施するという情報が提供されていて、その中の3社がこの入札に参加しなかったということですか

廣田副課長： そうです。余談になりますが、金谷山にもリフトはありますが、ここはまた別の会社が元施工業者になりますので、機器のメンテナンスはそちらの会社で行うという形になっています。そういう特殊性といいますか、製作したところの得手不得手というものもあるのではないかと推測されます。

今本委員長： 今回の箇所はJ F Eメカニカル㈱が作ったものだったということですか。

廣田副課長： そうです。

今本委員長： 他の業者が行ってそれで不具合が起こることはないですか。

廣田副課長： 恐らくこのようなものについては運輸局等の検査もあると思いますし、人命に関わることでもありますので、市としても万全の態勢で臨みますし、キューピットバレイの施設全体に対しても業者のチェックが働いています。

《No.6 大島農業実習交流センター園芸温室2号棟・3号棟解体工事》

廣田副課長： （資料3のNo.6に基づき契約の概要を説明）

抽出理由にある落札率の低い理由ですが、解体工事については去年も聞き取り調査をしていて、実際は参考見積りを出す段階では標準的な解体の形態に基づいて見積もり額を算出しています。実際に応札の段階になると今この業者ですと地理的に近いところにあるとか、自社である程度の処理ができるといったような条件により経費を圧縮し応札しているということを聞いています。

なお、次回の入札監視委員会で正式に報告することになるのですが、この件につきましては労災事故が発生しております。9月29日に工事現場にお

いて作業員1名が2.8mの高さのハシゴから転落して怪我をするという事故が起きました。これに対しまして、労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いでこの会社と現場代理人が新潟地検高田支部に書類送検されたという事実が12月5日に私共の知るところとなりして、12月17日から12月30日の2週間の指名停止措置を行いました。このような事故があったのですが解体工事の方は工期通り完了しています。

低価格での受注と労災事故についての関係はどうかという懸念をいたしましたので、実際に私共も上越重機工業の役員の方にそのあたりを確認いたしました。安い価格で受注したために人的な配置について十分な配慮をしなかったということはないとの回答を得ています。

山田(昌)委員： 予定価格1,150万円は最初にこの業者が出された見積りと思いますが、現場に近いということなどで経費圧縮したということですが、業者の方は結果として低価格が転落事故を起こしたというわけではないとおっしゃっていますが、どこの経費を圧縮したのかということを見るとやはり不信感を抱く応札価格のような気がしますでしょうか。

廣田副課長： 目安になる経費を圧縮した部分についてですが、一覧表の(有)上越重機工業、山崎土木、新清興業この辺が施工地に一番近い方たちです。(株)山崎土木が吉川区、(有)新清興業が安塚区ですが、同じように400万円台の入札価格が出ているということからすると、これは推測になりますが、圧縮する経費部分が似通っているのではないかと思います。

低価格と事故の因果関係については、聞き取り調査をした以上のことを申し上げることはできないですが、そのように確認をさせていただいたということです。

圧縮する経費部分というところも細かくはないが、可能な限り自社で賄い外注するものを減らすということですが、調査の中では、受注業者は手持ち工事が比較的少なかったのもので自前で施工できる部分があったというような説明を受けています。

今本委員長： 要するに人件費をそんなに削ったわけではないということですかね。実際は分からないですが。

田中委員： (有)上越重機工業と(株)蓑和土建から参考見積を取っていますが、この業者から参考見積を取った理由は何ですか。

田中班長： 地元業者ということで見積を取りました。

田中委員： (株)蓑和土建は浦川原区ですが、あとは全部地元ではないのですか。

田中班長： 浦川原区の業者はこの2社です。

《No.7 埋設農薬環境調査業務委託》

廣田副課長： (資料3のNo.7に基づき契約の概要を説明)

抽出理由の落札率の低い理由については、埋設農薬の調査業務の発注は毎

年あり、本案件の受注業者は、平成25年度に同様の業務を受注しておりますが、平成26年度は別の業者が受注をしております。そういったこともあって、この調査業務についても、間接費等をかなり圧縮して受注の意欲を示したものと思われま。低入札調査の中で、業務はしっかりと遂行できるが、一昨年受注した実績もありこの仕事を受注したいことから、経費については出来る限り圧縮して価格を抑えて落札したということです。

笹川委員： 毎年埋設農薬の調査があるとの説明がありましたが、毎年、落札額が低く同じような感じなのですか。

廣田副課長： 落札率は平成25年度の時には90%、24年度の時には84.9%ということでしたので今回はかなり下がっています。ここは競争をかなり意識されたものなのかなという考えであります。それも推測の域を出ないということでもあります。

笹川委員： 落札率は変動があるようですが、業務場所と委託期間によって変わるのかもしれないが、同規模の業務だとしたら予定価格はそんなに変動しないのでしょうか。

廣田副課長： その比較ができないというのが正直なところですが、埋設農薬が埋まっているところが人里離れたところとして、同じような条件で比較というのがなかなかできません。当時どのくらいの範囲で埋めたのか、場所によってかなり違っているということなので、参考見積の時の業者の見積額を参考にするしかありません。

平成25年は吉川区福平というところがその該当地域でしたし、平成26年は板倉区関田とかなり山間の場所で、今回は浦川原区、上越市内にそういった場所が何か所もあり、地形も埋まっている状況も範囲も違いますので、同じようにボーリングの調査をする箇所も数も場所によって変わってくるというのが現状です。

今本委員長： 平成25年度、平成26年度については落札率が比較的高かったということですが、入札の業者数には変わりはないですか。前は少なかったということはあるですか。

廣田副課長： 平成25年の資料が手元にはないのですが、平成26年は10社指名しています。

今本委員長： (参考見積を出した) ㈱エヌ・テックスの価格が1番高いのですが、逆に言うところそんなに安くして、ちゃんと業務をやらしてもらえるのかが疑問に思えるのですが、これは大丈夫なのですか。

廣田副課長： 実際このように低価格の応札されてきた場合、低入札調査という形で担当者と私共が応札した会社の方を呼んで仕様書の内容と捉え方が合っているのか、またきちっとした管理ができるのかなどを確認します。それで疑義がないことを業者に確認して落札決定という形をとっております。

《No. 4 (都) 新幹線駅環状線ポンプ設備設置工事》

廣田副課長： (資料3のNo.4に基づき契約の概要を説明)

資料に記載した参加資格要件は分かりづらい部分もありますので補足説明をさせていただきますと、この工事については、工種は機械器具ということになります。実際にこの工事に対応する業者については、管工事を行う業者ですとか機械器具設置を行う業者が対応できますので、どちらかの売上高が高ければ、その業種を得意とする分野であろうということを見るためにこのような条件設定を行いました。管工事の売上高が1番高い方もおられますし、機械器具設置工事の売上高が高い方もおられますが、そのどちらもこのポンプの工事には対応できると判断し、このような条件設定を行いました。

抽出理由に対する説明としては、本工事は機械器具の価格が大きく占めておりますが、参考見積をとった2社ではない業者が落札者となっております。低入札価格調査時では、ポンプについては参考品として設計に示したものと同等品のもの、参考品とは異なるメーカーのものでありますが性能が劣らない同等品以上であるものを納入業者との交渉により価格を抑えることができたということで応札をしているということを知り取っております。

山田(昌)委員： 参考見積をとったときには市役所から参考品として指定された機械で見積を出してきて、入札参加の時には、独自で同じ性能の機械を入れて安い見積を出したというように考えていいですか。

廣田副課長： そのとおりです。2番の昱工業(株)、7番の(株)大岩マシナリーから参考見積をとっています。参考見積のひとつは予定価格となっている金額ですが、これは先ほど申し上げたように標準的な工事に基づいた見積価格であるということです。落札候補となり落札決定となった1番の業者については、性能の劣らない同等品により工事ができるということで応札されたものです。

今本委員長： 今回の場合の一般競争入札の制限は本社または営業所ということで、これは金額でこのような制限になっていると考えてよいですか。

廣田副課長： この場合は、工種と考えてよいと思います。扱える業者が市内の中で十分な競争に耐えられるだけの数が確保できないということであり、施工にあたっては市内に営業所がある業者も含めて競争入札を行ったということでもあります。

《No. 5 汚泥リサイクルパーク破砕機修繕工事》

廣田副課長： (資料3のNo.5に基づき契約の概要を説明)

抽出理由に対する回答については、こちらの機械は特殊な機械であります。(株)ナンヨートレイディングについては昨年、一昨年と受注実績がありますので、そういった中で部品の納入業者と交渉され経費を圧縮したということを入札調査の中で聞き取りしています。予定価格については、(有)進和が提示した参考見積を予定価格としていましたが、参考見積の際に低くなかつ

た方の業者が落札しているということで、一定の経費を圧縮するという形で競争が行われたものとみています。

笹川委員： 参加資格要件の記載に特殊機械であり、施工可能な業者から選定とありましたが、施工可能な業者が3社だったということですか。

廣田副課長： 施設担当職員と協議する中で、汚泥リサイクルパークの1つのプラントの中の工事ということで過去の例などを考えますと、市の入札参加資格がある業者の中からこのような業者を候補として挙げられてきたということです。

笹川委員： 平成26年と平成25年度に㈱ナンヨー 트레이ディングの施工実績があるということだったのですが、元々の設備を入れた業者もこの業者だったのでしょうか。

齊藤係長： 平成12年4月の当初は、荏原製作所という業者が設置しています。

今本委員長： その会社は指名業者に入っていないということですか。

齊藤係長： 今は水 i n g ㈱という会社になっていますが、水 i n g ㈱のほうでは汚泥リサイクルパークの水処理の他の機器の定期修繕、ハードとソフトが関連された機器がありますのでそういった機器の施工を任せています。

廣田副課長： 施設担当職員と私が協議させていただいたときに、大きな機械機器の修繕については水 i n g ㈱のような会社も指名対象になる場合もありますが、その部位や場所によって、このくらいの修繕であればこういった業者による競争ができるということを打ち合わせしています。

《No.10 ガス水道管入替工事》

森口係長： (資料3のNo.10に基づき契約の概要を説明)

資料の訂正をお願いします。

下段の表の制限価格の欄に制限価格無しハイフンの表記がありますが、実際は制限価格を設定しております。

最低制限価格については、24,577,000円でありますので訂正をお願いいたします。

抽出理由に対する回答については、この工事はえちごトキめき鉄道の線路付近のガス水道管の入替工事のため、通常のガス水道管の入替工事とは異なり、鉄道会社への申請協議及び施工の打ち合わせや施工時における列車の見張り等の業務が生じるなど通常の工事と比べて経費がかかるため、諸経費の値下げがほとんどなかったことから落札率が高くなったものと考えています。

笹川委員： 参考見積は落札業者でない業者の金額ということですか。

森口係長： この工事は、参考見積によるものではなく設計書(金額)による予定価格となっています。

笹川委員： えちごトキめき鉄道の工事の要件を満たす業者ということでしたが、参加資格要件を満たす業者はここに記載の業者の他にもいるということでしょうか。

- 森口係長：　こちらで確認できるものはこの業者1社しかないということで、競争性を確保するために共同企業体での資格要件を付しています。共同企業体になった場合は、こちらでは他に6社程度の確認が取れているのですが、そちらの業者の参加がなかったということで、結果1社の入札という形になっています。
- 今本委員長：　共同企業体ですが、これは企業体の代表者がえちごトキめき鉄道の鉄道特異工事施工能力該当者に該当するということとなっていますが、これが6社あるということですか。
- 森口係長：　そうです。
- 今本委員長：　共同企業体になると6社あるということなのですか。
- 森口係長：　共同企業体の代表者として要件を満たす業者が6社程度あるということです。
- 今本委員長：　その業者は単体では無理ということなのですか。
- 森口係長：　単体ではこちらで確認できるのは1社です。
- 今本委員長：　ということは制限付一般競争入札の制限の中では7社くらいの参加が想定されるという解釈でいいですか。
- 森口係長：　そういう解釈になります。
- 田中委員：　そうすると（入札参加のなかった）他の業者へは制限付一般競争入札があるという連絡はいかなかったということですか。
- 森口係長：　入札実施の連絡というのは、制限付きに関しては入札公告という形で電子入札において公告しております。その結果として1社の応札でした。
- 田中委員：　制限が付くものと付かないもの違いはどのような場合ですか。
- 平野係長：　一般競争入札では特にガス水道本支管工事は多いですけども、制限が付いていない一般競争入札というのはありません。
- 今本委員長：　私が先日調べたところでは、制限が付かない一般競争入札というのは都道府県と政令指定都市で7億でしたでしょうか、WTOの政府調達がかかる案件だけですよね。それ以外は実際、自治体の場合は制限が付くということでよいと思うのですがよろしいですか。
- 平野課長：　よろしいかと思えます。少なくとも上越市は制限が付いていますので。
- 田中委員：　最低制限の範囲とは何%くらいなのですか。予定価格の7割以上とか8割以上とか根拠はあるのですか
- 平野係長：　最低制限価格につきましては県と同じ積算の方法で設定しています。
- 廣田副課長：　制限価格の算定の方法ですが公開されております。工事を4つの項目に分類し、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4つの内訳の中で、直接工事費と共通仮設費は削る部分ではないということでそのままの金額を用います。現場管理費については8割、一般管理費については当市の場合は3割の額を設計額から抜き出します。これを合計したものを最低制限価格としています。経費のうち削れるであろうというのが現場管理費と一般管

理費であって、それに8割とか3割に一定の率を乗じて、そこは業者が何とか圧縮できる範囲だろうということで算定いたします。直接工事費や共通仮設費といった工事そのものにかかる経費については必要であるということで、そこには割合をかけて落とすということはしておりません。

今のような算式によると予定価格に対しての最低制限価格の割合としては85%とか87%とか90%となっています。

田中委員： 最低制限価格については公開されているので、業者は分かるわけですね。

廣田副課長： 予定価格と最低制限価格については事後公表ということで、落札が決定したあと公表しています。決定する前は入札に差しさわりがあるので公表していません。落札決定後、その工事について公表するという事です。

田中委員： 予定価格はもちろん公表されていないので、見積りをとった場合以外は見当がつかないでしょうけれども、本来自分の努力であるいは積算上の根拠に基づいてあげれば、幾ら位の額というのは出せると思うのです。それに対して制限価格は幾ら位だろうということが、その制限価格を決める根拠が県の基準なり今事務局の説明のように計算すれば出てくるとすれば落札率が高くてもやむを得ないのかなという気がするのですが、逆に制限価格があるにも関わらずものすごく安い応札というのが今のケースではないのですね。

廣田副課長： 制限価格より安いというのがないというのは、最低制限価格がその役割として最低制限価格を下回るという事は失格になるということです。予定価格と最低制限価格の間に入っている価格の中で一番低額のことを落札候補者とするということです。

今本委員長： 1社しか応札がなかった場合ということについては特別な取扱いはされないのですか。

平野課長： 結果として1社の応札となりましたが、制限付一般競争入札という形で公告をした中での結果ですので、応札が1社だけだとしても特段、別扱いするということはありません。

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、他に事務局で何かありますか。

佐藤課長： 委員の皆様には大変ありがとうございました。次回の監視委員会は来年の4月に予定しております。次回の審議案件抽出担当は田中委員からお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今本委員長： それではこれで入札監視委員会第3回会議を終了します。本日はお忙しい中ありがとうございました。

9 問合せ先

財務部契約検査課工事契約係

TEL：025-526-5111（内線1308）

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。